

[研究論文]

ヘーゲルの論理学

——仮象、無限判断および知の所有——

小坂田英之¹・師玉真理²

1 東洋大学文学部哲学科 (非常勤講師)

2 基礎・教養教育センター (人文社会系列)

Hegel's Logic ——Appearance, endless decision and intellectual property——

Hideyuki OSAKADA¹, Shinri SHIDAMA²**Abstract**

Though Dieter Henrich's interpretation of Hegel's logic is well-known, it has been little understood and not been well appreciated.

His theory of "appearance" is of great significance in the philosophy of spirit or social sciences. "Appearance" is often transformed with pretence or illusion, and it has been simply understood as fake or subjective idols. But "appearance" is an essential momentum of objectivity and veridicality. And this theory of "appearance" is also effective in addressing the challenges of applied ethics such as environmental ethics or bioethics where "coexistence" with "mutual recognition" is required. In this theory of "appearance", we can see the actuality of Hegel's philosophy that constructed so-called "dialectical logic".

In the latter half of this essay, we argue for the possibility of Hegel's logic as applied ethics. This stage theory is a method for applying the theory of principle to reality, and structurally theory of "double appearance". And comparing *Wissenschaft der Logik* and *Grundlinien der Philosophie des Rechts* by comparison, we apply the logic of the pure science to the philosophy of reality.

Situation analysis is to clarify individual facts objectively, where the individual stands on the position of others. Therefore, "double appearance", in other words, the duplication to self-reflection and reflection of others, moreover duplicate itself and becomes "quadruple appearance", whole reflection duplicated, structurally.

Antigone's death, a double negation, and absolute negativity, are logical prototypes of Hegel's theory of "double appearance".

Keywords: system of philosophy, system of logic, appearance, universal world state, endless decision, intellectual property

序

今日、「ヘーゲル体系の見直し」が叫ばれているが、ヘーゲルの体系には、二つの体系が考えられる。一つは、哲学の体系であり、論理学、自然哲学および精神哲学から構成される。哲学の体系は、総合情報学では「黄金体系」ともいわれ、ヘーゲルの自筆によるものでは、『哲学的エンチクロペディー』（初版 1817 年、第 2 版 1827 年、第 3

版 1830 年) という教科書がある。もう一つは、論理学の体系であり、存在論、本質論および概念論から構成される。論理学の体系は、—「学の体系第 1 部」としての『精神の現象学』（1807 年）との繋がりという大きな問題を残しながらも、— その構造が、純粋な端緒[原理]から進展[前進、背進、基礎づけ]を介して終結、絶対的な端緒[原理]へと至る円環によって構築されている。

ヘーゲルの『論理学』（初版 1812/3 年、概念論 1816 年、

改訂版 1831 年但し存在論のみ)は、アリストテレスやカントのものと比較しても遜色のない、人間の思考がつくりあげた最も壮大で頑強な概念の城郭といえる。我々は、極めて晦渋ではあるが、現代の思想家が激しい批判の標的にした魅力溢れるこのテキストについて何を手掛かりにして解読していくことができるのであろうか。その手掛かりの一つとして、ヘーゲルの論理学を読破した偉大な先行研究者の一人であるヘンリッヒの提出した「ヘーゲルの反省論理」における「仮象」論がある。

この「仮象」論の射程は、精神哲学ないし社会科学において大きな意義をもつ。「仮象」とは、見せかけや幻想と言ひ換えられて、単に、虚偽、主観的な偶像と理解されているが、実は、客観性、真理性が成立するために不可欠の契機である。「仮象」論は、「相互承認」による「共生」を要請する環境倫理学や生命倫理学といった応用倫理学の諸課題に取り組むためにも有効である。いわゆる「弁証法の論理」を構築したヘーゲル哲学のアクチュアリティがここに認められなければならない。

この小論の第一の目的は、ソクラテスの方法、助産術のように一応はヘンリッヒのヘーゲル解釈を是認して、ヘンリッヒの議論の妥当性を吟味するなかで、「仮象」の論理構造を解明することにある。その際、ヘーゲル美学における芸術美の構成を配慮し、「普遍的世界状態」(TW13 Vorlesungen über die Ästhetik I S. 235 f.)における原理論として「仮象」論を展開する。

そして第二の目的は、体系論的視点から、原理論ないしは基礎論としての「仮象」論の成果として、応用倫理学ないし社会科学の今日的課題に有効な提言をなすことである。その際には、美的理念の「状況」(TW13. 257 f.)における段階論として、「無限判断」論を展開し、さらに、美的パトスの「行為」(TW13. 283 f.)における現状分析としての「情報倫理学と所有論」を展開する。

では、まずディーター・ヘンリッヒの「ヘーゲルの反省論理」による「仮象」論を抽出するために、否定論と直接性についての「意味のずらし」を検討して行こう。

I. 普遍的世界状態における原理論としての「仮象」論

1. 否定論の主題としての三つの直接性—或るものと仮象との比較

よく知られているのに、ほとんど理解されず、正当に評価もされていないが、ヘンリッヒの提出したヘーゲル論理学解釈のためのキーワードがある。

三つの直接性(本質における直接性の三つの登場)がそれである。

1. $N-N=U_2$ 否定のもつ自己との関係として反省された直接性
2. $N-N \rightarrow U_1$ あらゆる否定に対して他者であるものとしての直接性
3. $(N-U_1)=(N-N)$ そのつどすでに自らの否定のなかで止揚されたものとしての直接性

(Die Wissenschaft der Logik und die Logik der Reflexion Herausgegeben von Dieter Henrich HEGEL-STUDIEN/BEIHEFT18 S. 266f. 邦訳『ヘーゲル哲学のコンテクスト』哲書房、第4章「ヘーゲルの反省論理」232頁以下)

ヘンリッヒは、この有名な三つの直接性について、「仮象」への註解と「反省」への註解との中間で、否定論を主題として論じている。

ヘンリッヒは「仮象」への註解では、仮象と本質の「同一性と非同源性との同一性」に関する難解なヘーゲルの論証を強靱なる思考力でもって解釈している。彼の解釈もヘーゲルの論証に劣らず極めて難解であるが、否定と直接性という二つのキーワードに注目すれば、かなりの明晰さと説得力が認められる。

2. 他者性の論理に依拠した仮象概念の構成

「仮象」への註解で注目すべきなのは、ヘーゲルのテキストがB節の1と(B節の)2に区分されていることへの拘りである。丁寧にもヘンリッヒは、引用文に段落の数と行数を明記した上で、説明を行うのである。

「存在は仮象である」(GW21.246, TW6.19)という命題で始まるB節の1、仮象論の前半に関しては、「c 仮象というパラドキシカルな観念」の節で、「ヘーゲルは存在論理の結末を引き継ぎ…、本質は存在全体の否定と解されていたのである。」(Ibid. S. 237 邦訳184頁)というヘンリッヒの総括がなされている。

「仮象は存在の領域からなお残存している残余の全体である。」という命題で始まる第二段落に関しては、「ヘーゲルが、他者性の論理に依拠して仮象概念を構成しようと試みている」ことが指摘される。

「或るものが、他者との関係から切り離されるべき直接性をもつ限り、それは端的に他者に対する存在でしかないわけでは決してなく、「自体存在」をもつのである。」(Ibid. S. 240 邦訳188頁)

このような存在論における他者性の論理に次のような定式化の変更がなされていると指摘される。

「ところが、仮象というものには徹頭徹尾自体存在が帰せられうるということは決してない。仮象は自らの他者のなかで端的に止揚されている。」

自体存在をもち、仮象が他者のなかで止揚されていることが、本質論における他者性の論理である。

3. 他者性の第一の契機、非定在

そこでヘンリッヒは、次のような問題を提起する。

「それでは仮象は「他者性」という表題のもとでいったいどのように主題化されるのであろうか。」(Ibid. S. 240 邦訳189頁)

この問題に答えるために、ヘンリッヒは、「或るもの」と「仮象」とを詳細に比較している。

「ヘーゲルが或るものをその他者との関係において捉えようとした際に用いた定式の一つは、この関係が或る

ものの‘非定在’の定義だということであった。…この非定在という契機は仮象にも契機として帰属しうる。もちろん存在においては或るものにおける非定在に対して、自体存在としての定在が対応していた。仮象には存在が欠けており、従って自己同等性が欠けているので、仮象においてはそうした直接性が非定在に対立することはできない。仮象は徹底して非定在なのである。」

この比較は、「或るものの論理との類比推理」を意味するが、他者性の第一の契機、非定在の契機だけでは「形式的本体論的原理」を構築することはできないのである。

4. 他者性の第二の契機、直接性

形式的本体論的原理を確立するには、「他者の論理」を「仮象の論理」にまで変形する必要があり、他者性の第二の契機、直接性の契機を仮象の論理のなかに持ち込む必要がある。

両契機の仮象における意義が認められて初めて、ヘーゲルの仮象に関する定式が成り立つのである。

「仮象は直接的な非定在 (B 節の 1、第二段落、八行目) であり、仮象の直接性は非定在の直接性 (B 節の 1、第二段落、十五行目) なのである。」(Ibid. S. 241 邦訳 190 頁)

ヘンリッヒは、この定式に重要な問題点を指摘する。確かにこの定式は、日常的な用語法の意味では理解できる。

「この定式は、仮象はいかなる契機においても空無であり、止揚されているということ、そして仮象的な内容が直ちに (無-媒介的に) 本質による否定を受けているということの意味しうる。」

しかしヘンリッヒは、「こうした用語法に相当するものが、ヘーゲルの他者性の論理にないこと」を指摘するのである。「直接的な非定在に関する議論にはまずもって論理的な了解性が全く欠けていることになる」とまで断言する。

5. 非定在と直接性との混同

ヘンリッヒは、改めて「或るものの論理」の構造を確認した上で、「仮象の論理」にまで変形された「他者の論理」における非定在と直接性との混同を指摘する。

「他者であるところの‘或るもの’の意味は、非定在と直接性が同等の権利を持った二契機であること、そして非定在と直接性がお互いに関わりあっていることから決定的に生じた。ところが今や、ヘーゲルは非定在と直接性をお互いに取り違えてしまった。文法的にみれば、‘直接的’が非定在の述語になっている。それでもってヘーゲルは実際に、直接性は空無性の一性質とみなされるべきである、と述べているように思われる。」

このような混同が一層の不整合に陥ることを避けるために、「(「或るものの論理」との類推によって構成された)「仮象の論理」は、「直接性」の新しい理解、思考過程の重要な転換を要求するのである。ヘンリッヒは、ヘーゲルが「直接性を否定に対する対立概念としてではなくて、否定によって構成された思想の局面として理解すべきだと

いう課題に直面している」とみなすのである。

6. 直接性と否定の関係

ヘンリッヒは「c 仮象というパラドキシカルな観念」の節における最後の段落で、この直面している課題、すなわち、直接性の否定への依存関係の解明から否定 (本質) の述語としての直接性を明示することのために、不明瞭ではあるが次のような三つの可能性を提出する。

- (a) 仮象は自分を否定する否定であるところのものに基づいて、直接性を持つことができる。
- (b) 仮象は直接性という様態において否定されたものでありうる。
- (c) 仮象が否定されているということのおかげで仮象には直接的な或るものがありうる。

さらに、ヘンリッヒは、(原注でこの三つの可能性と対応しないことに注意を促しながら) 現時点で確実なこととして (仮象が統一のなかに組み込むべき) 三つの契機を提出する。

- (a) 空無なものであり、それが
- (b) 同時に、空無である限りで直接性を持ち、そして
- (c) それの空無性が完全に本質の否定性から説明され、従ってまた仮象の直接性も本質から出てくるにちがいない。

それで、「否定によって構成された思想の局面」としての直接性のために用意されたヘーゲルの用語が、「反省された直接性」なのである。

しかし、この用語は矛盾を抱えている。反省された直接性は否定と一体である。ところが、直接性は (否定の別名である) 媒介との対立においてしか定義することができないのである。「否定の直接性は、つまり反省された直接性は同時に否定に対立する直接性ともかんがえられねばならない。(B 節の 1、第二段落、十四行目)」(Ibid. S. 242 邦訳 192 頁)

そしてさらに、ヘンリッヒはこのヘーゲルの結論から「否定された直接性は同時にまた止揚された直接性でもある」ということも推測されるとしている。

「それでもって確かに、仮象が何を意味しうるかということについての論理学のカテゴリーに対する顧慮に煩わせられない解釈の接点が獲得されたことになる。すなわち、仮象の直接性とは実のところ、いつもすでに放置されている直接性なのである。」

7. 単に示すこと—仮象と本質との同一化

ヘンリッヒは、「存在がすでに本質となっているならば、仮象は本質であるという証を立てることができなければならない。」(Ibid. S. 243 邦訳 194 頁) とした上で、本質的なものに関する節と仮象に関する節ですでに明らかになっている二つの指針を確認する。

- (1) 本質的なものの分析の結果は、存在との関連において本質が二重化された否定として銘記さ

れなければならないということであった。存在論理の結末のところすでに確定したことによると、本質の否定形式には、たとえその形式がどんなものであろうと、自己関連性が認められねばならない。

- (2) 仮象の分析が明らかにしたのは、本質に依存してはいるが、それにもかかわらず本質に対立した直接性とも考えられることができるような直接性が本質にあると認められなければならないということである。

以上の両方の課題が相互に収斂し、一気に解決されると、「自己充足的な展開に十分な本質概念」が獲得されることになる。

しかし、「仮象と本質との同一化」、「仮象と本質との間に区別がないこと」に関するヘーゲルの証明は、演繹的な導出の規則のもとで行われているわけではない。

ここで言うことのできるヘーゲルの証明の手続きとは「仮象を本質から区別する規定が本質そのものの規定であるということ」を単に「示す」ことなのである。(B節の2、第一段落、六行目)あるいは、「提示すること」(B節の2、第七段落、十四行目)なのである。

8. 仮象の三つの契機

仮象には次の三つの契機がある。

- (1) 空無性
- (2) 直接性
- (3) 本質が仮象から区別されているということ

仮象の初めの二つの契機が、仮象の概念全体をなしている。

「仮象は空無性であり、そしてこの契機に対応するのは、本質が徹底して否定であるということである。」(Ibid. S. 245 邦訳 198 頁)

「直接性はきわめて一般的には否定に対する対立概念と解されるべきものである。」(Ibid. S. 245 邦訳 199 頁)

第二の契機、直接性に対しては、「自己同等性」と呼ばれるような別の仕方では解される直接性が指摘される。

「『直接性』はすでに存在論理の発端で、『存在』という観念を導入するのに役立っていた」(『論理学』第一巻、六六頁、第五段落、二行目)

「本質は否定以外の何ものでもない。まさにこの本質を直接性によって特徴づけることができるというならば、そのことは否定が自己同等性において考えられうるということの意味するものでなければならない。否定とは本質的に他者に対する関わりであるから、否定が自己同等性のうちにありうるのは、ただ否定が否定として、従って否定的に自分自身へと関わっている場合——すなわち否定が自分自身にとって他者である場合に限られる。そのためには、否定は二重化された否定として、ただしその二重化のなか

で自己関連的なものとして考えられねばならないのである。」(Ibid. S. 246f. 邦訳 200 頁)

「本質に直接性が認められるということは、決して導出されたものではなくて、ただ提示されたにすぎない。」(Ibid. S. 247 邦訳 201 頁)

9. 意味のずれと二つの直接性

「ただ否定的にしか自己自身に関わるることのできない否定は、ヘーゲルが『単純な』直接性と呼んだ(『論理学』第一巻、五十四頁「ニュルンベルク論理学」七七頁、その他)ような直接性の調和的な無区別性ではない。」(Ibid. S. 248 邦訳 202 頁)

直接性は媒介を欠くが、ヘーゲルは直接性という概念の下に「絶対的媒介」を据えるのである。ところが、このことによって直接性という概念の意味がずれる(verschiebt sich)、とヘンリッヒは指摘する。この意味のずれとは、直接性が常に媒介に対立するというもとの意味から離れる、ということである。

「今までは自己関連といえ、他者に対する関連としての否定に対立した直接性の単なる『自己同等性』のことでしかなかったが、今やそれは直接性に関する次の二つの観念の総合的な特性になる。——すなわち否定に対する『単純な』直接性と、それ自身は否定以外の何ものでもなく、従って絶対的な否定性であるところの本質の『反省された』直接性という観念である。」(Ibid. S. 248 邦訳 202 頁)

ヘンリッヒは『単純な』直接性と『反省された』直接性を略して U_1 と U_2 で表すのである。

「しかし、二つの直接性は決してただ相互に区別されるだけではない。見かけ上で単純な仮象の直接性 (U_1) が反省された本質の直接性 (U_2) から解釈されるならば、それでもって、存在の直接性の意味を本質の直接性の意味へとずらす(verschieben)ことが正当だと主張されていることになる。」(Ibid. S. 248 邦訳 202 頁)

10. 意味のずれと自己関連的な否定

「本質概念は、意味のずれとひとつになって自己関連的な否定として立証される。」(Ibid. S. 249 邦訳 204 頁)

意味のずれを介した自己関連的な否定としての本質概念の確立によって、今後の(論理学の)すべての歩みを支配する問題が提起される。

すなわち、自己関連的な否定、言い換えれば自己と否定的に関わっている否定というこの関係はいかにして詳細に叙述されるのか、そしていかなる結論がそこから引き出されるのか。

ヘンリッヒは、「主体と実体の統一」という課題を抱えるヘーゲルの論理学をその全文脈において理解するためにも、決定的なことはすべてこの問題の解決にかかっている、とする。

しかし、ヘーゲルの自己関連的な否定についての論究、

否定論は十分な仕方で展開されていない。「方法の章」における要約ですら「否定理論の基礎」に到達していない、とまでヘンリッヒは指摘する。

「本質概念を展開する初めの二つの節では、否定論の論究が全く欠けており、また明らかにそれを欠かざるをえなかったということによって、論理学の‘最も難しい部分’（『エンチュクロペディー』一一四節）だけが必要以上に難解にされているばかりではなく、——それによってまたヘーゲルのテキストから内的な明晰性の多くが奪いとられたのである。」(Ibid. S. 250 邦訳 205 頁)

ヘーゲルの否定論の十分な展開、「自己関連的に二重化された否定」という概念の本格的な展開は‘反省’に関する節に属する。(Ibid. S. 252 邦訳 208 頁)

以上のように『精神の現象学』(1807年)でこそ、詳論されるべき基本概念、仮象と否定が『論理学』の「本質論」で扱われている点は注意してよい。

II. 「状況」における段階論としての「無限判断」論

1. 応用倫理学基礎論としてのヘーゲル論理学の可能性

では、この小論の後半、段階論では、応用倫理学としてのヘーゲル論理学の可能性に関して論ずる。段階論とは、原理論を現実へ適用するための方法であり、構造的には、「二重の仮象」論である。この論考では、純粋学の論理を实在哲学へ適用するため、『論理学』と『法権利の哲学』との比較による考察を行う。

『論理学』と『法権利の哲学』との比較によって、特にヘーゲルの「無限判断」論に着目し、純粋学の实在哲学への適用の根拠と方針を簡潔に述べると、まずその根拠とは普遍、特殊、個別という概念の三契機が両著作において決定的な意義を持っていることである。概念の三契機は『論理学』概念論では、第一編「主観性」第一章「概念」の課題であり、『法権利の哲学』では緒論で展開される意志の三契機である。本考察では概念の三契機と意志の三契機の比較と対応を確認していくなかで両著作における論理的同型性を提示したい。さらに、概念の三契機のうちの個別と無限判断との連関を解明し、無限判断論の現代的意義としてそれが情報倫理学の基礎理論にもなり得ることを提示したい。

2. 概念の三契機の意義

「概念論」は発展の論理として理解され、それまでの「存在論」の移行と「本質論」の反省との総合において成り立つ論理である。存在論の移行の論理が一つの規定が変化するあり方として理解でき、また本質論の反省の論理が二つの規定の相関的なあり方として理解できるとすれば、概念論の論理は三つの規定の「二重の仮象」、「全体的な反省」のあり方として理解できる。概念の三契機、普遍、特殊、個別は、絶対的方法の三契機、始元、進展、終局にまで高められ、事柄の生成と消滅を見渡す全体的視点を可能にする

ものである。

意志の三契機と概念の三契機との対応を確認すると、意志の個別は、概念の個別と同様に、普遍の自己規定、特殊の自己内反省として成り立つ。

「意志は、普遍と個別の二つの契機の統一である。すなわち、特殊が自己のなかへと反省し、それによって普遍に還帰した在り方、つまり個別である。それは、自我の自己規定であるが、一個の自我のなかで、自己を自己自身の否定として、すなわち、規定され、制限されたものとして措定し、しかも、自己のもとに、すなわち自己同一と普遍的ななかにとどまり、そして、この自己規定のなかで、ただ自己自身とのみ結びつくというような仕方で、自我が自己を規定することなのである。」(ヘーゲル『法権利の哲学』§ 7)

「意志に関して総じて主観的なものといわれるのは、意志の即自的にある概念と区別された、意志の自己意識の面、個別(7節)の面である。」(前掲書 § 25)

概念の契機としての個別と意志の個別との対応の問題がある。概念の個別は、特殊の普遍への自己内還帰において成立する具体的普遍であり、一にして全(ヘンカイパン)のような原理的な全体性の構造や性格が濃厚なものである。それに対して、意志の個別は、契約の決定的条件となる意志の恣意性、選択意志を意味するのである。恣意的な意志の個別とは、このものとしての個別、特殊の概念(否定)としての個別であり、概念そのもの、普遍の概念の回復と真の実現(否定の否定)のためには、止揚(廃棄)されなければならないものである。

3. 無限判断に関する『論理学』と『法権利の哲学』との対応と非対応

『論理学』と『法権利の哲学』における展開の順序の違いに注目すべきである。『論理学』では「否定判断」、「否定的無限判断」、「肯定的無限判断」という順序であるが、『法権利の哲学』では A「犯意なき不法」の後に B「詐欺」、C「強制と犯罪」の順で論じられるのである。「否定的無限判断」と「肯定的無限判断」とが逆であれば、B「詐欺」、C「強制と犯罪」との符合が明瞭となる。事実『哲学入門』や『小論理学』では、「無限判断」は、「肯定的無限判断」(同一判断)、「否定的無限判断」の順で展開しており、この方が『法権利の哲学』の展開と合致するのである。

無限判断の実例には問題点がある。

ヘーゲルは『論理学』において、「無限判断」を第二巻「主観的論理学または概念論」第一編「主観性」第二章「判断」A「定在の判断」の「a 肯定判断」、「b 否定判断」に続く第三番目に位置づけている。「c 無限判断」は「否定判断の真理態」としてまず「否定的無限判断」である。否定的無限判断の実例としては「精神は赤くない、黄色くない、等々、酸っぱくない、苦くない、等々、薔薇は象でない」といった類の判断が挙げられる。ヘーゲルの無限判断の実例は、カントの無限判断の実例とは異なる。カントの有名

な例は、「靈魂は不死である」という判断である。カントの無限判断は、一般に「Sは非Pである」と表現され、「である」という繫辞からみて形式上は肯定判断であり、「非P」という賓辞からみて内容上は否定判断であるとされる。しかし、ヘーゲルはカントの区分を一蹴し、カントの無限判断を否定判断とみなすのである。カントの無限判断は、「非P」を換質すれば、「SはPでない」というただの否定判断になる。否定的無限判断の実例としては、更に「一層確かな実例」として「悪い行為」が明示されている。この悪い行為は、『法権力の哲学』では、第一部「抽象法」第三章「不法」C「強制と犯罪」に該当する。そして、このC「強制と犯罪」の節に先行するのは、A「犯意なき不法」とB「詐欺」であり、『論理学』で対応するのは、「否定判断」と「肯定的無限判断」である。

「犯罪は無限判断である」とはヘーゲルの『法権力の哲学』の根本命題である。無限判断とは矛盾概念ではなくて、乖離概念をコプラ(繫辞)で結び付ける判断のことである。例えば、月と月でないもの、猫と猫でないものが同一でないというのではなくて、月とスッポン、ネコに小判のような全くかけ離れたものが非同一である(同一でない)と主張する命題のことである。形式論理学では、無限判断はトートロジー(同語反復)と同様に無意味であるが、正しい判断である。だが、そのような判断は聞くものにとっては、頓珍漢であり、わけのわからない非合理的な言明である。ヘーゲルは、犯罪をこのような無限判断と同一と看做したのである。まさに卓見である。刑法上の犯罪を無限判断に対応させ、民法上の権利の侵害を否定判断に対応させたことは、ヘーゲル法権力の哲学の不朽の功績といえよう。無限判断の射程は、新しい電子ネットワーク社会における予想もつかない犯罪の検討に有効である。ヘーゲルの「無限判断」論の考察を抜きにしては、情報革命の時代の哲学、情報倫理学は構築できないのである。

Ⅲ. 「行為」における現状分析としての「情報倫理学と所有論」

1. 応用倫理学としての情報倫理学

現状分析とは、個別的事実の客観的解明であり、個人が他者の立場に立つことで、二重の仮象、言い換えれば、自己への反省と他者への反省がさらに二重化することで、構造的には、四重の仮象、二重の全体的反省となる。

この全体的反省は、ギリシャ悲劇におけるソポクレスの『アンティゴネー』(GW9. 236)に否定的な相互承認として確認できる構造である。アンティゴネーの聡明な妹、イスメネーの忠告や、家族の掟ではなく、国の掟を神の法と主張するクレオンの王権の立場は、アンティゴネーの性格において否定されるのであるが、王権と戦い死んだ最愛の兄を埋葬するアンティゴネーの行為によって再び否定されるのである。アンティゴネーの死、二重の否定、絶対的否定性は、ヘーゲルの「仮象」論の論理的原型である。今回は、詳論できないが、テーバイ王家の家系図は、アン

ティゴネーの性格と行為を分析するのに、不可欠である。

さて、今日の応用倫理学では、トップ・ダウンの演繹的アプローチからボトム・アップの帰納的アプローチへの転換が叫ばれ、個別的な事例研究(ケース・スタディ)が強調される。極端な言い方をすれば、生命倫理学(バイオエシックス)のような応用倫理学は、医療の臨床的現場から出てくる道徳的問題の解決である以上、すべてがケース・スタディであるといつてよいであろう。

このことは、法律の判例と類比的である。判例は法律を解釈し、それを適用する裁判所の判断である。判断の内容は、地域と時代により変化するのであり、同一のままではありえないのである。現代の法学の研究は、判例を重視する必要がある。

ケース・スタディと判例の研究の重要性は、情報倫理学という新しい応用倫理学では一層当て嵌まる。情報倫理学は、情報化時代の新しい法律、情報法との密接な関連において成立し、展開していくものである。個人情報保護法は、電子ネットワーク社会において個人情報の大量流出や漏洩から個人のプライバシーを保護するために成立したものである。情報倫理学のケース・スタディは、情報法の判例の研究に殆ど重なりと言ってよい。不正アクセス禁止法は、情報法の整備がまだ不十分な現代では、有効な法律であるが、乱用に陥る危険があり、新しい法規の検討と批判は、情報倫理学の課題であり、重要な仕事である。

これまでの応用倫理学の視点としては、古典的な黄金律や近代的な他者危害原則が有効であるが、情報倫理学の段階になると、これらとは別の視点が要請される。我々は、その新しい視点がヘーゲルの「無限判断」論であると主張したい。

2. 電子ネットワーク社会とヘーゲルの所有論

ヘーゲルが『法権力の哲学』で「所有」の三契機として「占有」、「使用」、「譲渡」を明示し、「定在の判断」の三段階、「肯定判断」、「否定判断」、「無限判断」を対応させたことを想起すべきである。占有の権利、使用の権利、譲渡の権利は、所有の権利の三契機として不可分のものであるが、互いに解消できない明確な差異を有するものであることも承認されなければならない。

この場合には、不可分の面を強調すれば、ライセンス、使用の権利の一方向的な認証の強制は不当であることになり、社会の円滑な関係を阻害するものである。実際に、トロンやリナックスのように無償OS(Operating System)が存在し、これがネットワーク社会の円滑な発展にいかんにか貢献してきたかは、知的財産権を頑なに主張するソフト企業を除けば、国家や法人を含め多くが認めるところである。新しい無償OSの開発が時代の趨勢であることは確かである。著作権に関わるヘーゲルの叙述は次のようになる。

「占有に与えられた形式と、そして標識とは、それら自身、外面的な事情であって、これらの事情の意義と価値をもつばそれだけがなすところの、意志の主観的現在を欠いている。だが、使用とか利用とか、そのほか意志の外へ

の現れであるところの、この意志の主観的現在には時間に属する。時間に関しては意志の外への表れの持続が客観性である。この持続なしには物件は、意志と占有との現実性が去ったものとして無主となる。それ故わたしは、時効によって所有を失ったり得たりする。……著作家の家族が、その著作家の諸作品に対して有する私的所有権も、右に似たような理由から時効にかかる(一定の期間が過ぎたために、ある権利を失ったり得たりする)。それらの作品は『さっきの記念物とは反対の仕方』一般の所有へ移行し、かつ、物件としてのその特殊な利用からいえば偶然的な私的占有に移行する、という意味において無主となる。」(ヘーゲル『法権利の哲学』 § 64)

「精神的な生産における自分特有のものは、外に表す方式を通じて直接に、物件の外表面性—今や同様に他人によっても生産されうるような物件の外表面性、に変わりうる。したがって、この物件の獲得でもって今の所有者は、伝えられた諸々の思想とか技術的発明を自分のものとなし得る。そしていくぶんか(文筆上の作品の場合) そのように自分のものとなし得ることが、そういう獲得の唯一の規定をなし、価値となる。」ヘーゲル『法権利の哲学』 § 68)

インターネット時代においては、ソフトウェアを開発する企業の知的所有権(知的財産権)をあくまでも擁護する頑なな主張とそれを原則的に承認しない過激なハッカー倫理の対立は鮮明である。また企業や公共機関と提携しながら無償のOSを開発してきたリナックスやトロン等の穏健な中間の立場もある。ヘーゲルの著作権の考え方を、現代の所有に関わる対立にうまくいかすことはできないであろうか。

3. 電子ネットワーク社会とヘーゲルの「無限判断」論

現代の社会関係においては、近代の動機の重視を依然と重視しつつも、結果責任という仕方では伝統的な責任論が復活してきている。情報倫理学の領域では、カントの定言命法の立場では不十分である。無条件的な正義は、近代的な市民が良識を備えている限りで意味があるが、市民の健全な良識を欠く現代のマスメディアの社会では、とりわけインターネットを介した不特定の大衆社会では、カントの主観的道德論の基盤はあまりに脆弱で、時には全く無力となりかねない。やはり、ここでヘーゲルの客観主義的な道德論が想起されなければならない。ヘーゲルは結果重視の立場からカントの定言命法を批判した。というのは、意志の主観的原理、格率からでは、普遍的立法の原理は、共同主観性になり得ても真の客観性には程遠く、結果の正しさを実現する保証がないからである。

現代において確立していかなければならない結果責任、厳格責任の原則は、ヘーゲルの『法権利の哲学』によってこそ裏付けられるのである。

文献略号

GW G.W.F Hegel: *Gesammelte Werke*. In
Verbindung mit der Deutschen

forschungsgemeinschaft hrsg. Von der Rheinisch-Westfälischen Akademie der Wissenschaften, Hamburg, 1968ff. (巻数と頁数を記す)。

TW G.W.F Hegel: *Theorie—Werkausgabe*, hrsg. von Eva Modenhauer und Karl Markus Michel, Frankfurt Am Main, 1969 ff. (巻数と頁数を記す)。

両ヘーゲル全集以外からの引用には、場合により書名を挙げ、頁数を文の後に記す。